

# 民法・刑法からみた受動喫煙による 他者危害性

## KEY FACT (要約)

- 受動喫煙の防止は、条約・法律・条令において規定されている
- 受動喫煙は他者危害である
- 民事の裁判上、受動喫煙に関する損害賠償請求が認められる例が増えている
- 職場の使用者は、労働者に対して受動喫煙に関する安全配慮義務を負っている。受動喫煙が不法行為を構成することも認められつつある
- 他人に受動喫煙を及ぼす行為は、刑法上、暴行罪や傷害罪が成立する可能性がある

## 1 受動喫煙は、法令上、行政上および学術上どのように位置づけられているか？

- わが国も批准し平成17年2月27日に発効した「たばこ規制枠組条約」第8条1項に「締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。」と規定され、同条2項に受動喫煙からの保護が規定されています<sup>1)</sup>。
- 健康増進法第25条(平成14年公布、平成15年施行)は、施設管理者の受動喫煙防止の努力義務を規定しています。
- 労働安全衛生法第68条の2(平成26年公布、平成27年施行)は、事業者の受動喫煙防止の努力義務を規定しています。
- 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発第0430003号・平成15年4月30日)には、「受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学的研究があり、IARC(国際がん研究機関)は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこを、グループ1(グループ1~4のうち、グループ1は最も強い分類。)と分類している。」と通達されています。また、同様の記述が、その後の健康局長通知(健発0225第2号・平成22年2月25日及び健発1029第5号・平成24年10月29日)においても、繰り返されています。
- 上記条約第8条のガイドラインは、換気や分煙(喫煙室)は不完全であること、すべての屋内の職場、屋内の公共の場は全面禁煙とすべきことを、明確に論じています<sup>1)</sup>。
- 神奈川県において、県民の健康の観点から、不特定又は多数の者が出入りする一定の施設を対象に禁煙又は分煙とする受動喫煙防止条例が制定されています(平成22年4月施行開始)。違反した喫煙者と施設管理者には過料の行政罰が定められています。
- 兵庫県においても、同様に受動喫煙防止条例が制定されています(平成25年4月施行開始)。違反した喫煙者には過料の行政罰が、違反した施設管理者には罰金の刑事罰が定められています。
- 厚生労働省の検討会及び審議会において、繰り返し、受動喫煙が「他者危害」とであるとされています。分煙の根拠、たばこ対策推進の根拠、喫煙の自由との対比などの文脈で、受動喫煙の「他者危害」性が論じられています<sup>2-4)</sup>。
- 内閣府設置の日本学術会議の「要望 脱タバコ社会の実現に向けて」(平成20年)には、「他人の健康を害してまで喫煙する権利を喫煙者に認めるわけにはいかない。」と提言されています<sup>5)</sup>。
- 日本循環器学会など27学会で構成される禁煙推進学術ネットワークは、2014年と2015年の2回にわたり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにむけて、東京都受動喫煙防止条例の制定を求める要望書を提出しています<sup>6-7)</sup>。

## 2 受動喫煙は、近年、民事の裁判上どのように判断されているか？

- かつての判決では、受動喫煙による急性影響を受忍限度などとして損害賠償請求を否定していましたが、近時の判決では、急性影響の損害賠償を肯定しています。また、判決理由中に、受動喫煙による慢性疾患(肺がん、心臓疾患)への影響を明確に肯定する判断もなされています。  
職場の使用者が受動喫煙に関する安全配慮義務を負っていることは、既に実務上定着していると評価でき、また、受動喫煙が不法行為を構成することも認められつつあります。
- ① 江戸川区職場受動喫煙訴訟 東京地方裁判所判決H16.7.12  
江戸川区職員(原告)が職場での受動喫煙被害を理由に、30万円の慰謝料を江戸川区(被告)に求めた裁判。  
裁判所は、職場側の安全配慮義務違反を認めて、約2カ月半の間の精神的肉体的苦痛の慰謝料として、金5万円の慰謝料を認めました。また、判決中に、「多数の疫学研究が、受動喫煙の慢性影響として肺がんのリスクの増加を指摘し、更には、受動喫煙と心臓疾患との関係や肺がん以外の呼吸器疾患との関係等についても指摘していることからすれば、非喫煙者を継続的に受動喫煙下に置くことによって、非喫煙者の肺がん等のリスクが増加することは否定できないものと考えられる。」と認定されました。
- ② タクシー受動喫煙 国家賠償訴訟 東京地方裁判所判決 H17.12.20  
タクシー運転手ら及び利用者らが、タクシー内の受動喫煙被害を理由に国(国土交通省)に損害賠償を請求した裁判。国の行政指導の不作為の賠償責任を否定して結論は棄却でしたが、判決理由中に、「タクシー乗務員の健康に及ぼす影響は看過しがたい」、「タクシーの全面禁煙化が望ましい」と判示されました。その後、全国的に禁煙タクシーが普及する契機となりました。
- ③ 札幌簡易裁判所 H18.10.19調停  
女性社員が職場での受動喫煙被害(気管支の痙攣、肺・胸の痛み、不整脈、化学物質過敏症)を理由に100万円の慰謝料を会社に求めた調停事件で、裁判所において、会社が金80万円を支払う調停が成立しました。
- ④ 札幌地方裁判所滝川支部 H21.3.4和解  
男性社員が職場での受動喫煙被害(化学物質過敏症、頭痛)を理由に2300万円の損害賠償を会社に求めた裁判。裁判所において、会社が金700万円を支払う和解が成立しました。

- ⑤ 神奈川県警 違反喫煙訴訟 横浜地方裁判所H23.1.26和解  
庁舎内禁煙とされた神奈川県の職場において、課長ほか3名  
らが、隠れて違反喫煙を継続し、受動喫煙を及ぼしたこと等  
に対して、部下警察官(原告)が上司個人3名を被告として、不法  
行為に基づき慰謝料請求した裁判。  
裁判所において、被告らが連帯して50万円を支払う和解が成  
立しました。職場の安全配慮義務の構成ではなく、違反喫煙し  
た職員個人に対する不法行為の法律構成の訴訟でした。
- ⑥ 試用期間本採用拒否無効事件 東京地方裁判所判決  
H24.8.23  
社長・従業員計4名の会社(被告)に入社した新入社員(原告)  
が、入社後、社長のたばこの煙に対し動悸、咳、不眠、頭痛、  
めまい、吐き気等の症状を生じ、ベランダで喫煙してもらうよう  
願い出たところ、会社は退職勧奨を行い、試用期間満了前に  
本採用不可とした事案。  
判決は、使用者が受動喫煙の危険性から労働者の生命及び  
健康を保護するよう配慮すべきとの安全配慮義務を明確に認  
めた上で、本件採用拒否(解雇)が無効であるとして、就労拒  
絶期間中の賃金(給与)の支払いを命じ、被告に金475万円の  
支払いを命じました。労働者が受動喫煙防止を要望したこと  
に対して、使用者が報復的に解雇したという係争事例は過去にも

あり、裁判上の和解によって解決された例もありましたが、これ  
に関する労働者の勝訴判決が出されました。

- ⑦ ベランダ受動喫煙訴訟 名古屋地方裁判所判決H24.12.13  
マンションの女性居住者(原告)が、階下の男性(被告)のベ  
ランダ喫煙により、原告の居室内にたばこの煙が流れ込んだ  
ために体調を悪化させたとして、不法行為に基づく損害賠償を請  
求した裁判。裁判所は、「他の居住者に著しい不利益を与えて  
いることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措  
置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成する」と判示し、  
約4カ月半の間の慰謝料として、金5万円の慰謝料を認めまし  
た。  
判決において、「自己の所有建物内であっても、いかなる行為  
も許されるというものではなく、当該行為が、第三者に著しい不  
利益を及ぼす場合には、制限が加えられることがあるのはや  
むを得ない。」「タバコの煙が喫煙者のみならず、その周辺で煙  
を吸い込む者の健康にも悪影響を及ぼす恐れのあること、一  
般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは、いずれも公知の事  
実である。」「被告が、原告に対する配慮をすることなく、自室  
のベランダで喫煙を継続する行為は、原告に対する不法行為  
になるものということができる。」と判示されました。

## 3 受動喫煙は刑法上どのように解釈されるか？

### (1) 暴行罪

- 暴行罪(刑法第208条)における「暴行」とは、人の身体に対して  
向けられた不法な有形力の行使をいいます。「有形力」の中  
には、狭義の物理的な力(力学的作用)に加え、音や光によるもの、  
熱・冷気・電気等のエネルギー作用によるものも含まれると  
解されています。臭気や化学的作用についても含まれるとする  
積極説が学説上多数です。判例は、音による暴行罪成立を肯定し  
(最高裁判所判決S29.8.20、大阪地方裁判所判決  
S42.5.13)、また、塩をまく行為に関して、「単に不快嫌悪の情を  
催させる行為といえども」暴行に該当する(福岡高等裁判所判  
決S46.10.11)としています。  
たばこの「煙をふきかける」行為についても暴行に該当すると考  
える学説見解<sup>8-10)</sup>が、判例及び学説上多数派の考え方に沿う  
ものと思われます。
- 事例の検討として、次のように解されます<sup>11-13)</sup>。
  - 相手の顔にたばこの煙を吹きかける行為は、暴行罪が成立  
すると解されます。
  - 警察官の職務質問に対して、たばこの煙を吹きかけて逃走  
した場合、公務執行妨害罪が成立する可能性があります。
  - たばこの煙を吹きかけられた際にとっさに反撃した行為は、  
正当防衛が成立する可能性があります。

### (2) 傷害罪

- 傷害罪(刑法第204条)における「傷害」とは、判例・通説によれ  
ば、身体の生理機能の障害または健康状態の不良な変更と解  
されています。判例は、その程度について、ごく軽微なもので  
あっても傷害罪の成立を認め、また、身体内部の変化で足り、  
外見上の変化を要せず、身体的な苦痛を感じるにより健康

状態の不良変更が認められれば傷害罪にあたるとしています。

- また、精神的なストレス等を与えることにより精神的機能を害  
し、精神的健康を不良に変更することも傷害にあたる解されて  
います。  
例えば、最高裁判所決定H17.3.29は、隣家に面した窓を開け、  
窓際等にラジオ及び複数の目覚まし時計を置き、1年半にわた  
り隣家被害者に向けて、連日、朝から深夜までラジオ音声及び  
目覚まし時計アラームを大音量で鳴らし続けた事案において、  
睡眠障害・慢性頭痛症・耳鳴り症の傷害罪を肯定し、懲役1年  
の実刑判決が確定しました。「暴行によらない傷害」(無形的方  
法による傷害)の罪の成立も肯定されています。
- 判例・通説の理解を前提とすれば、受動喫煙による急性影響  
(眼症状、咳、喘鳴、鼻・喉の痛み、頭痛、めまい・嘔吐)及びス  
トレス関連障害等(精神衰弱症、不安抑うつ状態、PTSD、睡眠障  
害・慢性頭痛症・耳鳴り症等)についても、傷害罪の成立が認め  
られ得ると考えられます。
- 事例の検討として、次のように解されます<sup>11,13)</sup>。
  - 至近距離で直接たばこを吹きかける行為(暴行罪)の場合  
でなくても、前記民事裁判例⑦のようなベランダ喫煙事例に  
おいて、故意をもって相手の精神的健康を害したといえる場  
合は、傷害罪が成立する可能性があります。
  - また前記民事裁判例①③④⑤⑥のような職場の受動喫煙  
事例においても、故意をもって労働者の健康を害したといえ  
る場合は、傷害罪が成立する可能性があります。

なお、本研究は、刑法各論の理論面において検討を行ったもので  
す。可罰的違法性論、及び、検察官の裁量による起訴猶予処分等  
については、別途今後の議論に委ねます。

### 【参考文献】

- 1) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, Implementing smoke-free environments, 2009.
- 2) 厚生省: 21世紀のたばこ対策検討会討議内容のまとめ, 1998.
- 3) 厚生労働省 厚生科学審議会: 今後のたばこ対策の基本的考え方について(意見具申), 2002.
- 4) 厚生労働省: 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書, 2009.
- 5) 日本学術会議: 要望 脱タバコ社会の実現に向けて, 2008.
- 6) 禁煙推進学術ネットワーク: 2020年オリンピック・パラリンピック成功に向けて、東京都受動喫煙防止条例制定の要望書, 2014.  
(<http://tobacco-control-research-net.jp/action/documents/140729-Tokyo-Olympic-smoking-ban.pdf>)
- 7) 禁煙推進学術ネットワーク: 2020年オリンピック・パラリンピック成功に向けて、東京都受動喫煙防止条例制定の再要望書, 2015.  
(<http://tobacco-control-research-net.jp/action/documents/150831-Tokyo-Olympic-smoking-ban.pdf>)
- 8) 条解刑法 第3版, 前田雅英, 他(編集), 弘文堂, 2013.
- 9) 大コンメンタル刑法 第二版, 第10巻, 大塚仁, 他(編集), 青林書院, 2006.
- 10) 統刑法判例百選, 藤本英雄, 他(編集), 有斐閣, 1971.
- 11) 岡本光樹, 他: たばこによる健康被害の法的・倫理的評価と国内法の課題の検討 刑法の観点からの受動喫煙に関する考察, 厚労科研費平成26年度「たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究」報告書.
- 12) 岡本光樹, 他: タバコ受動喫煙と刑事事例Q&A(第1回), 捜査研究 2016; 781: 38-46.
- 13) 岡本光樹, 他: タバコ受動喫煙と刑事事例Q&A(第2回), 捜査研究 2016; 782: 54-64.